

令和5年度

戸田市家庭的保育事業等指導監査

実施結果報告書



戸田橋花火大会

戸田市こども健やか部

保育幼稚園課

令和5年度戸田市家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

はじめに

埼玉県南東部に位置する戸田市は、交通の利便性や住環境の魅力などから地域子育て応援タウンとして、認定制度当初から注目されてきました。また、市の平均年齢は42.0歳（令和5年4月1日現在）と28年連続で県内一若い市となっています。

近年の戸田市においては、人口の増加及び保育施設の申込率増加に伴って保育需要が増大したため、新規に認可保育施設の開設を進めてきました。令和5年4月1日時点では、戸田市内には認可保育施設等が57園（認可保育所44園、小規模保育事業所11園、事業所内保育事業所2園）、その他に認可外保育施設があります。

その中で、戸田市で認可している家庭的保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業など）について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づき、保育施設の適正な実施の確保を図るための指導監査を実施しています。なお、認可保育所については埼玉県で認可しているため、児童福祉法に基づく指導監査は埼玉県にて実施しています。

本報告書では、戸田市で令和5年度に実施した家庭的保育事業等指導監査の結果について報告いたします。令和元年10月1日からは幼児教育保育の無償化が始まり、保育施設を取り巻く環境も変わりつつある中において、保育施設等を利用もしくは利用の検討をされている方が、より安心して利用していただける一助となるよう作成しております。

1 家庭的保育事業等指導監査の概要

(1) 基本方針

指導監査は「戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）」及び「戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第24号）」に規定する基準に基づいて認可・確認を受けた家庭的保育事業等の事業者に対して、適切な運営状況及び利用者の処遇状況、その他必要な事項について、指導や助言等を行いました。

なお、この報告書において使用する用語の定義は、児童福祉法及び条例、その他関係法令で使用する用語の例によるものとします。

(2) 実施状況

条例に基づいて実施した令和5年度戸田市家庭的保育事業等指導監査の状況は、表1のとおりです。市で認可した家庭的保育事業等の事業所における、保育及び事業運営の状況等について、実地による「一般指導監査」を実施しました。

令和5年度において問題や性質等の重要性や緊急性に応じて実施する「特別指導監査」を実施した例はありませんでした。

表1 令和5年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称
10月31日	ぱすてるはうす
	なでしこ戸田第一保育園
11月2日	埼玉ヤクルト保育園やあみい保育ルーム
11月7日	保育ルームスターキッズ北戸田園
	北戸田さくら保育園
11月9日	ひなた保育園
	チャイルドルームりとりすたあ
11月14日	ポッポの家保育所
	ふるーる保育園戸田公園駅前
11月17日	なずな保育園
	保育園元気キッズ
12月15日	アメリカンキッズ英語保育園戸田本町園
令和6年 1月23日	京葉流通倉庫株式会社TLCキッズランド

2 指導監査の結果

(1) 指導事項等について

指導監査後に、是正又は改善を要すると認められた事項（指導事項・注意事項）、及び市として助言することが望ましいと思われた事項（助言事項）について、家庭的保育事業者等に対して文書で通知をしました。是正又は改善を求めた事項のうち、重要な事項（指導事項）については期限を付して改善報告書の提出を求めました。すでに指導事項につきましては、すべての事業者から改善報告書の提出を受け、改善状況の確認をいたしました。

注意事項や助言事項につきましては、改善報告書の提出を求める事項ではありませんが、速やかな改善を促すとともに、引き続き市の相談体制を充実させることで、事業者との連携も図りつつ、保育の内容及び質の向上、並びに事業運営の適正化を図っています。

令和5年度の指導監査における指導事項及び注意事項、各々の件数は、表2のとおりです。

表2 主な指導事項と注意事項の件数

(単位) 件

項 目	指導事項	注意事項
ア 会計経理・帳簿等	0	1
イ 給食・調理業務	0	3
ウ 事故防止及び発生時の対応	0	0
エ 防災・防犯対策	0	0
オ 職員配置・管理	4	0
カ 職員・保育の帳簿等	0	2
キ 職員の処遇・健康管理	0	2
ク 保育計画の作成・評価の実施	0	0
ケ 安全管理、衛生管理	0	0
コ 連携施設	0	0
サ 児童の健康管理、虐待防止	0	0
シ 施設設備の状況	0	0
ス 苦情対応	0	1
セ 児童の受入れ状況	1	1
ソ 労働基準法・労働契約関係	5	6
タ その他	0	2
合 計	10	18

(2) 主な指導事項について

該当事業者への主な指導事項については、次のとおりです。

- ア 会計経理・帳簿等
 - ・会計処理に関する事
 - ・給与の支払いに関する事
- ソ 労働基準法・労働契約関係
 - ・労使協定の届け出に関する事
 - ・年次有給休暇の取得日数に関する事

(3) 主な注意事項について

該当事業者への主な注意事項については、次のとおりです。

- ア 会計経理・帳簿等
 - ・経理規程に収納期間を定めて、その収納期間内に金融機関に預ける事
 - ・法人と個人の口座を区別に関する事
- イ 給食・調理業務
 - ・検食簿の項目不足に関する事
- オ 職員配置・管理
 - ・職員との契約書等の記載不足に関する事
- カ 職員・保育の帳簿等
 - ・休暇と出勤簿の不一致に関する事
- キ 職員の処遇・健康管理
 - ・賃金規程の処遇改善加算Ⅰ及びⅡに関する事項に関する事
 - ・処遇改善の規程および支給に関する事
- ス 苦情対応
 - ・苦情解決に関する第三者委員の設置に関する事

3 全体の評価と課題

令和5年度に実施しました戸田市家庭的保育事業等指導監査において、指導事項10件、注意事項18件であり、前年に比べ5割程度減少しました。また、保育現場における指摘はほとんど見受けられず、各保育施設で保育環境の整備を徹底している結果だと言えます。

その一方で、指導事項や注意事項とした指摘の中には、前年度の注意事項や助言事項として指摘したものの、改善が見られなかったものもありました。特に、「苦情解決に係る第三者委員を選任すること」や「現金の収納日数の定めに関する事」については前年から引き続き指摘を行った園もありました。また、労働環境に関する指摘もいくつか見受けられます。これらの指摘については、提供する保育の質の向上に寄与するものであり、保

育事業所の社会的信頼性の向上や適正性の確保を図ることが重要であると考えていますので、他の助言等の指摘事項も含めて引き続き運営状況を確認していきます。

今後についてですが、戸田市としては今回の監査結果をもとに更なる適切な運営及び保育の質の確保を目指し、保育事業者との連携をより一層図ってまいります。

おわりに

平成27年4月に子ども子育て支援新制度が始まり、戸田市の認可事業として家庭的保育事業等が地域に密着して家庭的な保育を実施する保育施設として現在まで至っています。今後も戸田市の保育需要を支えていく重要な施設であり続けるため、ご利用いただく皆様や地域の皆様を含めまして、より安心してご利用いただける施設づくりに向けて、事業者の皆様とともに進んでいきたいと考えています。また、この指導監査の実施、指摘事項の改善の積み重ねが質の高い「とだの保育」の実現につながると考えております。戸田市としても指導監査体制及び支援体制の充実等を図っていきますので、事業者の皆様にも引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

戸田市こども健やか部
保育幼稚園課